

児童発達支援事業所の利用のしかた

児童発達支援事業所を利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります

1.紹介

学校や保育園での検診や市の発達相談、児童発達支援事業所、北九州市立総合療育センターなどで児童通所支援を紹介された場合やお子様の発達に心配がある場合は、ばんびーによしだ管理者羽野まで(093-981-1020)ご相談ください。* 療育手帳を所持されていない方も児童通所支援を利用することができます。



2.申請

事業所の見学などをして、利用する事業所が決まつたら、障害福祉課又は各支所福祉課、保健福祉課へ児童通所支援利用の申請をしてください。各窓口ではお子さんの様子について聞き取りが行われます。

«申請に必要なもの»・印鑑・新規転入者については、所得の分かる書類(詳しくは各窓口にお問い合わせください)



3.決定・通知

相談支援事業所から児童及びその家族の生活に対する意向や総合的な援助の方針などを記載した支援利用計画案を作成、提出していただきます。支援利用計画案の作成にお困りの時は、利用予定の事業所にご相談ください。聞き取りをした内容や提出された支援利用計画案をもとにサービスの支給日数などが決定され、「通所受給者証」が交付されます。

※決定結果に不服があるときには、審査請求をすることができます。



4.事業所と契約、サービスの利用開始

自宅に「通所受給者証」が届いたら、事業所と契約を結び利用開始となります。利用料は9割が公費によってまかなわれ、1割を負担していただくことになります。また、おやつ代などの実費は別途負担となります。1ヶ月の利用者負担額には、以下のとおり収入に応じた上限が設定されています。

○生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯··0円

○市町村民税課税世帯(所得割28万円未満(注))··4600円((注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。)

○上記以外·····37200円



5.モニタリング

一定期間ごとにサービス等利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。決定支給量(月間の利用可能日数)の範囲内であれば、どこの児童発達支援事業所、放課後等デイサービスでもご利用できます。療育手帳をお持ちでなくても、受給者証を取得することは可能です。(詳しくは、市役所担当者にお尋ね下さい。)